

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は
代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

大船渡市長 様

申告者の住所 _____

申告者の氏名 (名称) _____

電話番号 _____

地方税法附則第 56 条第 10 項及び第 11 項の規定（東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

納税義務者	住 所												
	氏名・名称												
	個人番号・法人番号												
	<input type="checkbox"/> 被災住宅用地・ <input type="checkbox"/> 被災家屋の所有者と同居する（予定）												
代替土地 又は家屋	区 分	所 在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造								
	土・家			m ²									
	土・家			m ²									
	土・家			m ²									
取得年月日	<input type="checkbox"/> 土地 年 月 日 <input type="checkbox"/> 家屋 年 月 日												
被災土地 又は家屋	区 分	所 在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造								
	土・家			m ²									
	土・家			m ²									
	土・家			m ²									
処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他（ ） 年 月 日処分												
他市町村への申告の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 年 月 日申告 市町村）												

- 「代替土地又は家屋」とは、東日本大震災により滅失、又は著しく損壊した家屋又はその敷地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。
- 「被災土地又は家屋」とは、東日本大震災により滅失、又は著しく損壊した家屋又はその敷地をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類等については裏面をご覧ください。

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1 特例の内容

(1)代替土地：東日本大震災により滅失、又は著しく損壊した家屋の敷地に相当する面積を住宅用地とみなし、取得後3年度分の固定資産税額を、小規模住宅用地は1/6、一般住宅用地は1/3に軽減します。

(2)代替家屋：東日本大震災により滅失、又は著しく損壊した家屋の床面積相当分について、最初の4年度分は1/2、その後の2年度分は1/3を減額します。

2 被災土地（住宅用地）の要件

被災家屋の敷地で、平成23年度において、住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けていた土地。

3 被災家屋の要件

震災により滅失、又は著しく損壊した家屋で、解体撤去、売却などの処分をした家屋。

なお、窓ガラスや造作の部分的な破損や屋根瓦が数枚落下したなどの容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの、などの軽微なものは対象となりません。

※ 用途を変え、現に使用している場合は対象となりません。

4 代替土地の要件

原則として、被災土地（住宅用地）の所有者が、被災土地の代わりとして取得した土地。

5 代替家屋の要件

原則として、被災家屋の所有者が、被災家屋の代わりとして取得した家屋。

※ 被災家屋と種類、用途が同一のものに限ります。

6 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までに取得した土地・家屋が対象です。なお、被災家屋は、期間内に処分されていることが必要です。

◎ 添付書類

1 家屋が東日本大震災により滅失、又は著しく損壊した旨を証する書類 ⇒ 「り災証明書(写)」

2 被災住宅用地又は被災家屋の所在地、地積、床面積等を証する書類 ⇒ 「固定資産証明書(写)」など

3 被災家屋の処分を確認できる書類 ⇒ 「解体証明書(写)」、「売買契約書(写)」など

4 代替土地・家屋の詳細を確認できる書類 ⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」、「売買契約書(写)」、「建築確認申請(写)」、「工事請負契約書(写)」など

5 相続人等が震災特例の適用を受けようとする場合は、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、その他相続人等に該当する旨を証する書類 ⇒ 「戸籍謄本(被災住宅用地又は被災家屋の所有者との関係が分かるもの。以下「全部事項証明書」のことをいう。)」又は「商業登記簿謄本(写)」

6 三親等内の親族が震災特例の適用を受けようとする場合は、被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族であることを証する書類 ⇒ 「戸籍謄本」

7 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人、合併により設立された法人、又は事業を承継した分割承継法人であることを証する書類 ⇒ 「商業登記簿謄本(写)」

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。